

田村市立移中学校 いじめ防止基本方針

平成 28 年 4 月改訂

田村市立移中学校

1. いじめ防止基本方針

〈いじめの定義〉 いじめ防止対策推進法第 2 条第 1 項より

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) 移中学校のいじめ防止基本理念

いじめ防止対策は、「いじめは絶対に許されない行為である」という考えのもと、すべての生徒が安心して学校に通い、学習やその他生活に希望を持って参加できるよう、学校の内外を問わず、全生徒がいじめを行わず、認識しておきながら放置することがないように取り組んでいく。また、いじめほどの学校でも起こりうるという認識に立ち、未然防止に努め、早期発見や再発防止に取り組むものである。

(2) いじめ防止対策の目標

①教師として

- ・ 早期の発見、取り組みを実施する。
- ・ 情報の共有化を図る。
- ・ 指導体制を確立する。（全職員で方向性を決定し、歩調を合わせて生徒に当たる）
- ・ 生徒、保護者、地域との相互信頼を深め、しっかりした信頼関係を築く。
- ・ 教師が生徒ひとり一人と可能な限り多くの時間を共有する。
- ・ 生徒の成長を願い、積極的に指導、支援する。
- ・ 一貫性、計画性、継続性のある、責任のある指導を行う。

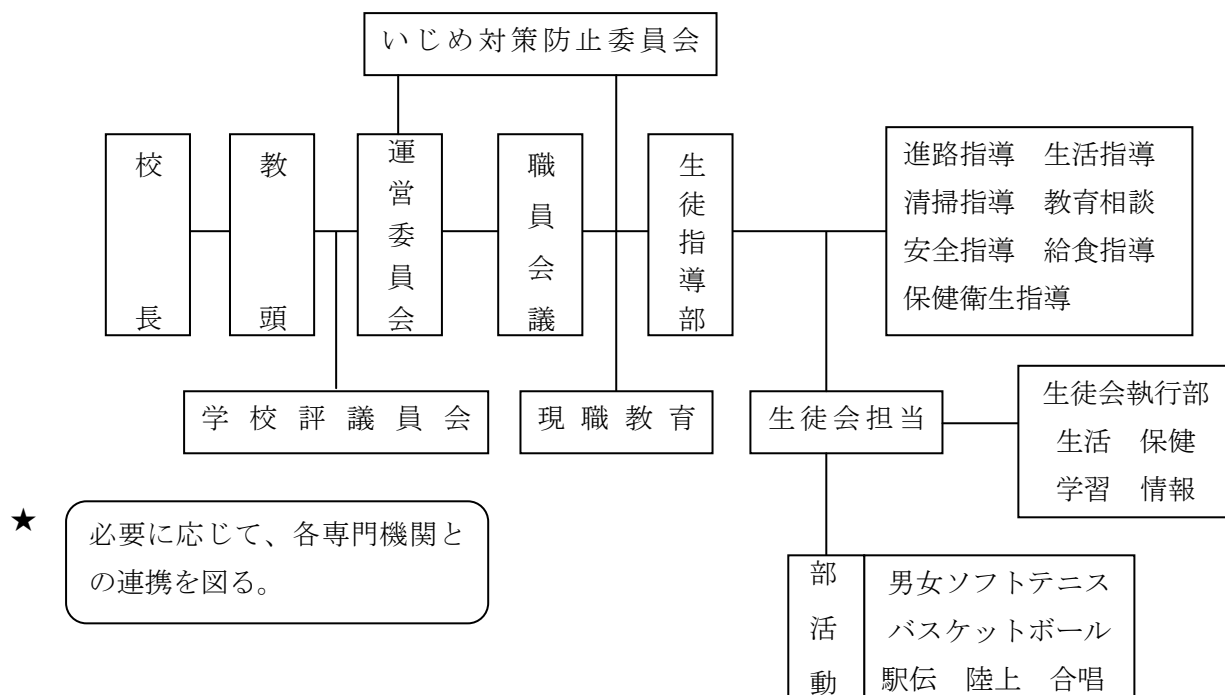
②生徒として

- ・ より良い判断のもと、最適な行動をとれるよう努力する。
- ・ 自発性を身につけ、主体的な取り組みをする。
- ・ 身近な生徒や教師、スクールカウンセラー、心の相談員等に相談できるようにする。
- ・ 互いに個々の存在を尊重し、学級内に居場所があるようにする。
- ・ 互いに共生しながら、行事や学級活動に楽しく取り組むようにする。
- ・ 互いに助け合える環境を全校に作る。

2. 組織

毎週行われる運営委員会（校長、教頭、教務、生徒指導主事、各学年担当、養護教諭）をもって「いじめ防止対策推進委員会」とし、いじめの防止および適切な対策にむけて、情報交換や生徒の変容の把握に努める。ただし、事案に合わせて関係職員や外部の専門家を加える。

組織図



3. いじめの未然防止について

本校の教育目標実現を目指す、いじめ防止対策の指導

(1) 田村っ子ルール 10 の指導の推進による、他の生徒を尊重する態度の育成

- ① 全校生に田村っ子ルール 10 の定着度合いを確かめるアンケートを行い、その結果を全職員で共有し本校の課題を教育活動に反映させる。

(2) 心の教育の充実

- ① 自立の精神をもち、自他の良さを認め合い、何事にも粘り強く取り組む生徒を育成する。(道徳教育の重点化)
- ② 「いじめを許さない」という認識を生徒ひとり一人に持たせ、個々人だけではなく、集団として正しい言動ができる生徒を育成する。

(3) 自己効力感、所属感の育成

- ① 生徒会活動、文化祭などを通し、生徒自身が企画・運営に関わる機会と時間を設定し、主体的な活動を促していくことで望ましい人間関係の構築を目指す。
- ② 各授業においては「分かる」授業や協動的な学習を行い、達成感や自己効力感を味わえる工夫をすると共に教師の不適切な言動がないように取り組む。

(4) 生徒の実態把握

- ① 6月と10月に行われるQ-U検査や年3回の学校生活アンケートなどの結果を全職員で共有し、検討していくことで生徒の実態を把握し、適切な支援の方向を確認する。
- ② 年2回の教育相談や適時に行う生徒との面談で生徒の変容を捉える機会を設ける。
- ③ 全職員が生徒との信頼関係を構築することで、気軽に相談できる雰囲気を作る。

④ 教育活動全般において、全職員で生徒観察に取り組み、情報交換することで生徒理解に努める。

(5) 保護者、地域への啓発

① 「いじめ」に対する共通理解を図り、生徒・保護者・学校・地域の四者が同じ認識で物事を捉え、指導できるよう、情報提供や各種啓発に努める。

(6) 教職員への研修の充実 (いじめ防止対策推進法 第18条)

① 職員会議や各種研修を通していじめに対する共通理解を図ったり、様々な情報提供、研修を行ったりすることでいじめに対する認識の向上や対応力、指導力を向上できる機会を設ける。

4. いじめの早期発見を目指して

(1) 相談できる雰囲気醸成

① 教育相談など、特別な場面だけでなく、日常的に相談できる雰囲気を作るとともに、相談や情報提供した生徒の不利、負担とならない対応を取る。

② 対応は速やかに行い、相談者、情報提供者にも学校の反応が分かるようにする。

③ 生徒のみならず、職員間でも積極的に情報交換を行うことで生徒理解の多様な視点を設け、変化を見逃さないように努める。

(2) スクールカウンセラーや心の相談員の有効な利用

① スクールカウンセラーと心の相談員により、定期的な面談を実施し、生徒の心の悩み等を聞き出す機会を設ける。

② 生徒理解に徹した教育相談により、受容的、共感的な指導を行い、問題行動の前兆を見落とさない対応をとる。

(3) 各種調査の活用

① Q-U検査や各種アンケートの結果を全職員で共有し、生徒理解に努める。また、各種結果を受けての対応は企画委員会などで検討し、共通理解のもとに行う。

5. いじめ発生時の対応

(1) 基本的な対応

① いじめ情報の確認

- いじめ対策防止委員会を招集する。
- 被害生徒を保護する。(寄り添う支援)
- 被害内容を記録する。

② 正確な事実確認

- 当事者及び周囲から事実を確認する。(記録の徹底)
- 職員間で情報の整理し共通理解する。
- 全体像を把握し指導体制、方針を決定する。
- 管理職と協議のうえ、対応方針を確認する。
- 組織的指導にむけて役割分担を行う。

- 指導のねらいを共通理解し、職員で連携する。
- ③ 生徒への指導・支援
 - 被害生徒の不安や心配を取り除く。
 - 加害生徒に対し「いじめは許されない」ことを徹底して指導する。
 - 被害、加害生徒双方が今後の学校生活を安心して過ごせることを基本として指導・支援を行う。
- ④ 保護者との連携
 - 加害、被害生徒双方の保護者に直接面談し、事実を伝える。
 - 共感的に対応し、今後の具体的な対策を話し合う。
 - 協力を求め、学校との連携を確認する。
- ⑤ 事後対応
 - 継続して指導、支援を行う。
 - SCなどを活用し、心のケアにあたる。
 - 生徒全体への指導を行い、未然・再発防止を図る。

(2) 注意点

- ① 即日対応を基本とする。特に、被害を訴えや情報に対しては即時対応を基本とし、当該生徒には共感的に対応して不安や心配を取り除くことを第一とする。
- ② いじめの事案に対して柔軟かつ適切に対応するためにも、情報の共有、方針の確認を常に行い、組織を活用して取り組む。
- ③ 事実や対応策などについては明確に記録を残し、教育委員会に早急に報告し、指示・支援を仰ぐ。

6. いじめ指導について

(1) いじめ被害者への指導

- ① 管理職の指導の下、学年職員、生徒指導部を中心に事実確認を行い、情報を集める。聴取の際には、気持ちに寄り添うよう注意する。
- ② 家庭訪問や電話連絡等で、その日のうちに保護者に事実関係を伝えるとともに、徹底して守り抜くこと、秘密を守ることを伝える。
- ③ 複数職員で見守り、生徒の心身の安全と安定を確保する。
- ④ 学級担任が橋渡しをしながら、信頼できる人、友人と寄り添い支える体制を作る。
- ⑤ 必要に応じて、別室登校や時間をずらしての登校、外部機関の活用等を進める。

(2) いじめ加害者への指導

- ① 管理職の指導の下、学年職員、生徒指導部を中心に事実確認を行い、いじめの事実があった場合、複数の教職員で組織的にいじめをやめさせ、再発防止措置をとる。
- ② 家庭訪問や電話連絡等で速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得たうえで、学校と保護者が連携して対応していく。
- ③ 「いじめは絶対に許されない行為である」という考えのもと、厳しく指導する。

- ④ いじめをした時の気持ちや状況、日頃の観察や当事者以外からの情報収集も行い、いじめが発生した背景を捉える。

(3) いじめが起きた集団、傍観者への指導

- ① 見て見ぬふりをしたり、はやしたてたりする行為もいじめと同様であることを理解させ、自分の問題としてとらえさせる。
- ② 自分が止められなくても、誰かに知らせる等の対処法がある事を教えていく。
- ③ 「いじめを許さない」という気持ちを学校全体で共有する。
- ④ 学級等の話し合い活動の中で生徒ひとり一人に考えさせ、互いに認め合う集団作りに努める。

(4) ネット上でのいじめ対応

- ① 情報モラルや情報機器の使い方についての講習会を開き、生徒にインターネットの安全・安心な使い方や危険性を考えさせるとともに、保護者にも同様の内容を伝え、連携する。
- ② 教育委員会と連携し、早期発見に努める。
- ③ ネット上の不適切な書き込み等を見つけた場合は、運営者に速やかな削除を求める。
- ④ 必要に応じて駐在所などの関係機関に協力を求め、生徒の安全を確保する。

7. 重大事項への対処について

田村市教育委員会に重大事態の発生を報告し、指導・支援のもと、以下の対応にあたる。

- (1) 直ちに重大事態の調査組織を設置する。これには、教育委員会や第三者の参加を含め、公平性、中立性を確保しながら対応する。
- (2) 調査組織を中心に、事実関係を明確にするためのアンケートや聴取等を行う。学校に不都合な内容であっても、事実としっかり向き合い、事実関係を明確にする。
- (3) いじめを受けた生徒と保護者およびいじめた生徒と保護者に対して、必要な情報を提供すると共に、その後の対応についての理解を求める。
- (4) 臨時保護者会等で事実の報告、対応状況を説明し、学校への不信感の軽減に努める。
- (5) 調査結果を田村市教育委員会に報告し、必要な措置を講じる。

8. 公表・点検・評価

(1) 公表について

- ① アンケート結果については、学校評価に合わせて学校だよりやホームページ、保護者会等を通して公表していく。

(2) 点検・評価について

- ① 学期ごとのいじめアンケートの結果を見て、PDCAサイクルの考え方に従い、取り組みを評価、改善していく。
- ② 学校評価でいじめ防止対策に振れ、保護者や生徒の意見を踏まえ、見直しを行う。

9. いじめ防止対策年間計画

| 月 | 実践計画 | 内容・方法 |
|----|---|---|
| 4 | いじめ対策基本方針の確認 生徒指導全体会 家庭環境調査 学力・知能検査 参観日 | いじめ防止対策基本方針の共通理解 いじめに対する認識の共通理解 生徒理解および対応についての共通理解 保護者への啓蒙 |
| 5 | 家庭訪問 Q-U 検査 | 教育環境の確認 生徒理解および対応策の検討 |
| 6 | 支部中体連 参観日 いじめアンケート | 望ましい集団生活の指導 保護者への啓蒙 生徒理解および状況把握 |
| 7 | 教育相談 小中合同活動 | 生徒理解および保護者との連携 自己効力感の向上を図る |
| 8 | 生徒観察、及び家庭訪問 | 生徒理解 |
| 9 | | |
| 10 | 文化祭 Q-U 検査 | 自己効力感の向上を図る 生徒理解及び対応策の評価 |
| 11 | いじめアンケート 学校評価アンケート 教育相談 | 生徒理解および状況把握 いじめ対策基本方針の評価、検討 生徒理解および保護者との連携 |
| 12 | | |
| 1 | | |
| 2 | いじめアンケート 田村っ子ルール 10 のアンケート | 生徒理解および状況把握 教育活動の評価及び検討 |
| 3 | 学校評価アンケートの結果発表 | いじめ対策基本方針の評価結果公表 |